

令和3年 第5回

愛南町定例教育委員会議事録

招集年月日	令和3年4月26日(月)		午前9時50分～午前11時10分	
招集の場所	役場本庁3階 第2会議室			
教育長	氏名	中村 維伯	出欠の別	出席
出席委員 4名 欠席委員 0名	教育委員氏名	出欠の別	教育委員氏名	出欠の別
	酒井 平雄	出	中田 ふさ	出
	大野 甲子彦	出	松田 恵子	出
委員会職員 6名	職名	氏名	職名	氏名
	学校教育課長	岩井 正一	生涯学習課長	清水 雅人
	学校教育課長補佐	近田 幸信	学校教育課長補佐	猪野 啓士郎
	学校教育課長補佐	西田 順哉	学校教育課長補佐	桑原 真也
会議の内容	議案第9号 愛南町公民館運営審議会委員の委嘱について 議案第10号 愛南町教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第11号 愛南町立学校管理規則の一部改正について 議案第12号 令和3年度準要保護児童生徒の認定について			

令和3年第5回愛南町定例教育委員会次第

事務局	<p>只今から令和3年愛南町教育委員会第5回定例会を開会します。</p> <p>出席委員は4名で定足数に達しておりますので、会議が成立する旨、報告します。</p>
教育長	<p>(教育長挨拶・報告)</p>
教育長	<p>それでは、これより本日の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第9号「愛南町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
生涯学習課長	<p>本案は任期満了に伴い愛南町公民館運営審議会委員の委嘱について、社会教育法第30条の規定に基づき、提案するものであります。委員の任期2年でございますが、区長等、各種役員の変更に伴いまして、任期1年で変わるという、その関係の委嘱でございます。</p> <p>資料の方をご覧ください。4ページ、5ページになります。城辺公民館、久良公民館、一本松地域公民館については、5月の委員会で提案いたします。以上、簡単ではございますが議案第9号の説明といたします。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。「愛南町公民館運営審議会委員の委嘱について」の意見、質疑を求めます。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>質疑がないようですので、「愛南町公民館運営審議会委員の委嘱について」諮ります。原案のとおりでご異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>本案は原案通り可決いたします。</p>
教育長	<p>次に議案第10号「愛南町教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>

生涯学習課長	<p>本案は、愛南町教育委員会事務局組織規則の事務分掌に変更が生じたため、文言の整理等をしたものです。資料でいきますと8ページ、生涯学習課内の社会教育係になります。(1)から(9)まで掲載しておりますが、この事務について変更後の事務が載っております。</p> <p>新旧対照表を、9ページから10ページをご覧ください。今回の改正で特に事務が変わったとかそういうものではございません。細分化していた業務も整理統合した体制になっております。加えて、(8)で読書の推進に関することというのを追加しております。それ以外は、社会教育に関するものについて、細分化していたものを、簡素化した表現にしている、各種教育について、ひとまとめにしている、コミュニティー関連についてひとまとめにしているというような体制でございます。以上、簡単ではございますが議案第10号の説明といたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。「愛南町教育委員会事務局組織規則の一部改正について」の意見、質疑を求めます。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>質疑がないようですので、「愛南町教育委員会事務局組織規則の一部改正について」諮ります。原案のとおりでご異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>本案は原案通り可決いたします。</p>
教育長	<p>議案第11号「愛南町立学校管理規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>本案は、愛南町立学校管理規則の一部改正でございます。11ページをご覧ください。これは、愛媛県県立学校管理規則等の一部改正がございましてそれに伴った改正でございます。</p> <p>新旧対照表の13ページをご覧ください。第20条の休日の代休日の後に、下線の部分、職員の休日、休暇並びに勤務等に関する条例という等の文言が加わることになります。</p>

	<p>第 21 条の下線の部分、この場合において特別措置条例第 7 条の第 1 項というところから同様とするまでが加わるというところでございます。</p> <p>第 22 条の 3、これは上限の適用時間について、1 か月 45 時間から 42 時間、360 時間から 320 時間になるものです。</p> <p>最後に、第 30 条ですが、休日等のところが、休日、休日の代休日というふうに、変更になるという改正でございます。</p> <p>以上でございます。以上、簡単ではございますが、議案第 11 号の説明といたします。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。「愛南町立学校管理規則の一部改正について」の意見、質疑を求めます。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>質疑がないようですので、「愛南町立学校管理規則の一部改正について」諮ります。原案のとおりでご異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>本案は原案通り可決いたします。</p>
教育長	<p>次に、議案第 12 号「令和 3 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題とします。この案件は個人情報扱うため秘密会とし、担当課以外の職員の退室を求める事について諮ります。</p> <p>異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>只今、全委員から秘密会の了承がありましたので、秘密会とし、担当課以外の職員の退席を求めます。</p>
生涯学習課長	<p>退室する。</p> <p><事務局が資料により説明し、審議を行う。></p>

教育長	それでは、審議が終わりましたのでお諮りいたします。 No. 110、No.111 については認定でよろしいですか。
委員	異議なし。
教育長	全委員異議なしでございます。 ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり認定と決定を致しました。
教育長	退室した職員の着席を認めます。
生涯学習課長	着席する。
教育長	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議案審議を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため次の者が署名する。

議長 中村 維伯

議事録署名人 酒井 平雄

議事録署名人 中田 ふさ

議事録署名人 大野 甲子彦

議事録署名人 松田 恵子